平成２１年（フ）第８３９号
大阪府富田林市清水町３番　大阪府営富田林清水住宅第２棟809号
債務者　中川　重一
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４６号
大阪府河内長野市南ケ丘17番７号
債務者　西川美榮子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８４９号
堺市西区鳳西町２丁18―１　ラントシュトラーセ306号、住民票上の住所堺市西区鳳西町２丁22番地12
債務者　松元　公子（旧姓黒坪）
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８７６号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥７号棟607号室
債務者　松本　榮子
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２５号
堺市堺区楠町３丁２番14―301号、前住所堺市北区金岡町60番地、前々住所堺市東区関茶屋57番地１池崎荘202号
債務者　池東　弘二
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
和歌山県西牟婁郡白浜町728番地
債務者　吉岡　**邦**子
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第５６号
和歌山県西牟婁郡白浜町庄川819番地
債務者　湯川　哲男
1　決定年月日時　平成21年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１３２３号
札幌市白石区東札幌３条４丁目４番20号　アプレミディ103号
債務者　江川　一宏
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７３号
札幌市北区麻生町１丁目７番26―301号
債務者　紺野　秀輝
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１３７５号
札幌市南区藤野１条５丁目１番16号　高橋方
債務者　木曽ありさ（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８９１号
札幌市東区北36条東28丁目２番３号　ビバリーハイツ101号
債務者　菅原　清則
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９７９号
札幌市南区藻岩下４丁目１番21号
債務者　上野　多恵
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０９８号
札幌市清田区平岡６条１丁目７番７―613号
債務者　岡本　浩治
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１０８号
北海道石狩郡当別町幸町1102番地４　パークサイドハイツ201号
債務者　丸山　敬子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１２３号
札幌市白石区本通４丁目北１番４号　第１河口ビル401号
債務者　遠藤香代子（旧姓岩城）
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１６０号
札幌市白石区菊水元町６条１丁目６番21号　ハイツ内田201号
債務者　宿院　幹治
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２１９２号
札幌市北区新琴似７条９丁目５番15号　七番街ビル301号
債務者　中濱　隆次
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２５６号
札幌市手稲区曙12条１丁目７番２―208号
債務者　坂本　博人
1　決定年月日時　平成21年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部